

適格合併等に係る合併法人等の調整後の繰越控除
 余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明
 細書

事 年	業 度	・ ・	・ ・	法人名	
--------	--------	--------	--------	-----	--

別表六(三)付表二
 令五・四・一以後終了事業年度分

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度超過額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：									
被合併法人等の事業年度	区 分	控 除 余 裕 額				控 除 限 度 超 過 額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額	(2)のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 (1)又は $((1) \times \frac{(3)}{(2)})$	被合併法人等の控除限度超過額	分割法人等の控除対象外国法人税額	(6)のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度超過額とみなされる金額 (5)又は $((5) \times \frac{(7)}{(6)})$
		1	2	3	4	5	6	7	8
： ： ：	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
： ： ：	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
： ： ：	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
： ： ：	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
： ： ：	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
当 該 法 人 の 調 整 後 の 控 除 余 裕 額 又 は 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算									
当該法人の事業年度	区 分	控 除 余 裕 額			控 除 限 度 超 過 額				
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表六(三)「③」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 (4)	当該法人の調整後の控除余裕額 (9) + (10)	当該法人の控除限度超過額 (前期の別表六(三)「⑥」)	当該法人の控除限度超過額とみなされる金額 (8)	当該法人の調整後の控除限度超過額 (12) + (13)		
		9	10	11	12	13	14		
： ： ：	国 税	円	円	円	円	円	円		
	道府県民税								
	市町村民税								
： ： ：	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
： ： ：	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
： ： ：	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
： ： ：	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								